

各関係機関の長 様
病害虫防除員 様

滋賀県病害虫防除所長

病害虫発生予報第9号について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

平成28年病害虫発生予報第9号

平成28年(2016年)8月30日
滋 賀 県

【予報概要】

大阪管区気象台の発表では、向こう1か月の気温は高く、降水量は多く、日照時間は平年並の見込み。

作物名	病害虫名	時期	発生量	作物名	病害虫名	時期	発生量
イネ	トビイロウンカ	—	少	アブラナ科 野菜	モンシロチョウ	—	平年並
	コブノメイガ	—	やや少		コナガ	—	やや少
ダイズ	べと病	—	やや多		ヨトウガ	—	やや少
					葉焼病	—	平年並
	アブラムシ類	—	少	果樹全般	カメムシ類	—	やや少
	ハダニ類	—	多		ブドウ	べと病	—
	カメムシ類	—	やや少	カキ	炭疽病	—	平年並
	ハスモンヨトウ	—	やや多	チャ	炭疽病	—	やや多
	フタスジヒメハムシ	—	平年並		カンザワハダニ	—	多
野菜全般	アブラムシ類	—	少		チャノホソガ(Ⅳ)	早	多
	ハスモンヨトウ	—	やや多	クワシロカイガラムシ(Ⅲ)	早	やや少	
	タバコガ類	—	平年並				
	ネキリムシ類	—	平年並				

A. イネの病害虫

1. トビイロウンカ

予報内容 発生量：少

予報の根拠

- (1) 予察灯への飛来および本田での発生を認めていない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 移植時に長期持続型箱粒剤を育苗箱施用したほ場および7月下旬～8月上旬に浸透移行性のある粉剤・粒剤・液剤を散布したほ場では、防除の必要性は低い。
- (2) 株元に幼虫が多数認められる場合、防除を行う。

2. コブノメイガ

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は、やや少ない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 遅植えの早生品種、中生・晩生品種および直播水稻では被害が発生しやすいので注意する。

- (2) 中生・晩生品種において、8月中旬の時点で上位2葉の被害葉率が20%（1株に8葉程度）以上のほ場では、第3世代若齡期（8月末～9月上旬）に薬剤を散布する。

B. ダイズの病害虫

1. ベと病

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 「タマホマレ」は発病しやすいので注意する。
- (2) 発生初期に薬剤を散布する。
- (3) 種子伝染するので、発生ほ場から採種しない。

2. 葉焼病

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は、やや少ない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 台風など、激しい風雨の後に急増するので注意する。
- (2) 発生初期に薬剤を散布する。
- (3) 種子伝染するので、発生ほ場から採種しない。

3. アブラムシ類

予報内容 発生量：少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は少ない。
- (2) 黄色水盤での誘殺数は少ない。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期から薬剤を散布する。

4. ハダニ類

予報内容 発生量：多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は多い。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期から薬剤を散布する。

5. カメムシ類

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は少ない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 若莢期～子実肥大期に薬剤を散布する。

6. ハスモンヨトウ

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は、やや多い。
- (2) フェロモントラップでの誘殺数は平年並。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 注意報第5号を参照のこと。

7. フタスジヒメハムシ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 子実肥大期に薬剤を散布する。

C. 野菜（露地）の病害虫

1. 野菜全般：アブラムシ類

予報内容 発生量：少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は少ない。
- (2) 黄色水盤での誘殺数は少ない。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期から薬剤を散布する。
- (2) 薬剤抵抗性を獲得しやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

2. 野菜全般：ハスモンヨトウ

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) フェロモントラップでの誘殺数は平年並。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 注意報第5号を参照のこと。

3. 野菜全般：タバコガ類

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) フェロモントラップでの8月以降の誘殺数は、やや少ない。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 早期発見に努め、幼虫が食入している被害果や被害茎を除去する。
- (2) 若齢期に薬剤を散布する。

4. 野菜全般：ネキリムシ類（カブラヤガ）

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は少ない。

- (2) フェロモントラップでの誘殺数は、やや多い。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期に薬剤を散布する。

5. アブラナ科野菜：モンシロチョウ（アオムシ）

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期に薬剤を散布する。

6. アブラナ科野菜：コナガ

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は少ない。
- (2) 予察灯への飛来量は、やや少ない。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期に薬剤を散布する。
- (2) 薬剤抵抗性を獲得しやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

7. アブラナ科野菜：ヨトウガ

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めていない。
- (2) フェロモントラップでの誘殺数は、やや少ない。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 早期発見に努め、群せいしているうちに捕殺する。
- (2) 若齢期に薬剤を散布する。

8. アブラナ科野菜：ハイマダラノメイガ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は、やや少ない。
- (2) 指標植物であるクレオメでの発生は平年並。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期に薬剤を散布する。

D. 果樹の病害虫

1. 果樹全般：カメムシ類

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) フェロモントラップでのチャバネアオカメムシの誘殺数は、やや少ない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 夜温が高いと活動が盛んになり、果樹園への飛来が増加する。園内で発生を確認したら、夕方もしくは早朝に薬剤散布する。

- (2) カメムシ類は局地的に飛来し、集中的に加害する傾向があるので、過去に被害を受けた園では特に注意する。

2. ブドウ：べと病

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は、やや多い。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 「巨峰」「マスカット・ベリーA」は発病しやすい。
- (2) 越冬病源を減らすため、収穫終了後に防除を実施する。
- (3) 病果、落葉は処分する。

3. カキ：炭疽病

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は、やや少ない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 「富有」「早秋」等は発病しやすい。
- (2) 病枝、病果は処分する。
- (3) 9月に雨が多いと発病が多くなる。

E. チャの病害虫

1. 炭疽病

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は、やや多い。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生園では薬剤を散布する。
- (2) 秋番茶の収穫を予定している園では、使用時期（収穫前日数）に注意する。

2. カンザワハダニ

予報内容 発生量：多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は多い。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生園では薬剤を散布する。
- (2) 秋番茶の収穫を予定している園では、使用時期（収穫前日数）に注意する。
- (3) 発生量が少ない茶園は、秋整枝後に行う越冬ダニの防除（10月）まで防除時期を遅らせる。

3. チャノホソガ（第4世代幼虫）

予報内容 発生時期：早

発生量：多

予報の根拠

- (1) 第3世代成虫の予察灯での発ガ最盛日は早い。
- (2) 第3世代成虫の予察灯およびフェロモントラップでの誘殺数は多い。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 新葉に産卵を認めたら薬剤を散布する。
- (2) 秋番茶の収穫を予定している園では、使用時期（収穫前日数）に注意する。

4. クワシロカイガラムシ（年3回発生地域・第3世代幼虫）

予報内容 発生時期：早
発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 第2世代幼虫の発生時期は早い。
- (2) 第2世代成虫（雄繭）の寄生株率は、やや少ない。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 防除は、ふ化～定着直後の幼虫を対象とし、ふ化最盛期（50%ふ化卵塊が過半数に達した時期）の約2～3日後（9月中旬）が防除適期となる。
- (2) 秋番茶の収穫を予定している園では、使用時期（収穫前日数）に注意する。

防除対策（耕種的防除や薬剤防除など）については、滋賀県農作物病虫害雑草防除基準を参照してください。

病虫害防除に関する情報

滋賀県病虫害防除所 病虫害の発生予察などの関連情報

<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/byogaichu/>

滋賀県農作物病虫害雑草防除基準

滋賀県における病虫害や雑草の適切かつ安全な防除および危被害防止についての基準

<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/kodawari/noyakuhiryo.html>

滋賀県病虫害防除所

〒521-1301 滋賀県近江八幡市安土町大中5-16

TEL 0748-46-6160・4926

FAX 0748-46-5559

Email GC70@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/byogaichu/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。これらのことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、農薬取締法違反で罰せられます。

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬単独の帳簿で、日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていないいわゆる非農耕地専用除草剤には、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。また、非農耕地専用除草剤の販売者は、販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、非農耕地専用除草剤を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物劇物を販売している方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量
面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率
規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期を厳守すること。
規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。
（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。
農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣に提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・水産動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 水産動植物の被害が発生し、かつその被害が著しいものとならないようにすること。
- ⑨ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑩ 農薬は鍵のかかる場所で、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑪ 毒物劇物を扱う方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。